

JASTPRO 403

貿易手続簡易化のために

2012-04

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(12) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 平成23年度事業「日本版船積み24時間ルールの導入に関する調査」
〈完了報告〉 14
- 記事3. 平成24年度JASTPRO春季セミナーのご案内 16
- 記事4. 国連CEFACTからのお知らせ 19

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

記事1. 貿易慣習の諸問題(12)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

12 大量貨物の売買契約における引渡数量

12.1 本稿の目的

CIFおよびC&F契約の売主の義務は、第1に、契約の記述に一致する種類および数量の物品を船積するか、または既積品を取得し、物品を契約に充当し、その旨の通知を買主に与えることです。第2は、船積書類を準備し、そして第3に、これらの船積書類を買主またはその指図人に提供することです。CIF契約の本質的な特徴は、引渡が船積書類により象徴的に行われることです。したがって、CIF契約の売主は、まず物品の船積が売買契約の条項に従って行われたことを確認しなければなりません。売主は自分が締結した売買契約の条項を遵守する義務があります。その結果が船荷証券を含む船積書類に表示されていることが要求されます。買主は船積書類が提供されたとき、これが売買契約に一致する場合にのみこれを受理して、引換えに代金を支払わなければなりません。1893年物品売買法(SGA)が制定される以前に見られる判例では、売主と買主が1対1という関係のCIF契約が多く見られました。しかし、穀物、原料、燃料などの国際的な需給関係の増加に伴って大型の船舶によるバラ積み貨物の輸送が行われるようになると、1人の売主と複数の買主との間の複数のCIF契約に従って、売主が大型の船舶を備船し、これらの契約の目的物を同一船舶に一括してバラ積みする、あるいはバラ積みされた既積品を運送中に複数の買主に転売するという取引が多く見られるようになります。大量のバラ積み貨物の性質から、船積数量と陸揚数量が必ずしも一致しないことがあり、引渡された物品の数量が約定数量と相違する場合に、誤った数量の引渡に関する問題が生じることがあります。本稿ではこのような問題について考察したいと思います。

12.2 不足した数量の引渡

12.2.1 SGA第30条第1項

売主の引渡義務は売買契約に一致する数量の物品を引渡すことです。この義務は厳密なもので、これが履行されないときは、買主は契約に一致しない数量の物品を拒絶する権利がSGAにより認められています。まず、不足した数量の引渡について、SGA第30条第1項は、「売主が約定数量より少ない物品を引渡したときは、買主はこれを拒絶することができる。ただし、買主が引渡された物品を受領した場合には、買主は契約した単価に従って支払わなければならない」¹と

1 *Shipton v. Casson* (1826) 5 B. & C. 378; *Oxendale v. Wetherell* (1829) 9 B. & C. 386; *Colonial Insurance Co. of New Zealand v. Adelaide Marine Insurance Co.* (1886) 12 App.Cas. 128. ULIS第33条第1項(a)号および第43条-第46条を参照。但し、スコットランドでは、買主は第1項の拒絶ができません(第30条第2D項(a)号)。

規定しています。第1項の規定にもとづいて、買主は、次のいずれか1つを選択することができます。第1の選択は、買主は不足した数量の物品を拒絶して、売主の違反により生じた損害があるときは、損害賠償を請求することができます²。約定数量が全部引渡されないときは、売主は代金を請求することができません³。買主がすでに代金を支払っていたときは、約因が履行されなかったため、代金は返還されます。第2の選択は、買主は不足した数量の物品を保持し、契約の単価でその代金を支払うことです⁴。もし不足分について代金が支払われているときは、その返還を請求することができます⁵。そして、買主は売主の違反に対して損害賠償を請求することができます⁶。しかし、買主は、売主の同意を得ずに、引渡された物品の一部分を保持して、残りを拒絶することはできません。すなわち、買主は不足した数量の物品を全部受領するか、あるいは全部拒絶しなければならないのです⁷。“All or nothing”ということで、部分的拒絶は認められません。

12.2.2 物品の受領

SGA 第30条にいう「物品の受領 (acceptance)」という文言は、SGA 第35条の規定に従って解釈されなければなりません。したがって、買主が引渡された不足数量の物品について、例えば、これを購買者に転売するといった、売主の所有権と矛盾する行為を行ったときは、たとえその後、その購買者により物品が拒絶されたとしても、買主は売主に対してこの物品を拒絶することができません⁸。そこで、次のような場合に問題が起きる可能性があります。買主は不足した数量の物品が引渡されてから相当期間が経過した後も、売主に対してこれを拒絶する旨の通知を行うことなく、売主が不足分を補充してくれることを信じて、この物品を保持した場合です。買主が信じていたことが事実でない場合、買主は代金を支払わなければならないのであろうか。買主が不足した数量の物品を保持するときは、売主による不足分の補充を期待して保持するのであり、決してその物品を受領したのではないという判例があります⁹。反対に、買主が不足した数量の物品を相当期間経過した後も保持するときは、これを受領したものとみなした判例もあります¹⁰。

2 *Tamvaco v. Lucas* (1859) 1 E. & E. 581; *Borrowman v. Drayton* (1876) 2 Ex.D. 15 (C.A.); *Reuter v. Sala* (1879) 4 C.P.D. 239; *Harland and Wolff Ltd. v. Burstall & Co.* (1901) 84 L.T. 324.

3 *Waddington v. Oliver* (1805) 2 B. & P.N.R. 61.

4 *Shipton v. Casson*, *supra*, at p. 383. ULIS 第46条。

5 *Richardson v. Dunn* (1841) 2 Q.B. 218; *Behrend & Co. v. Produce Brokers' Co. Ltd.* [1920] 3 K.B. 530.

6 *Household Machines Ltd. v. Cosmos Exporters Ltd.* [1947] K.B. 217.

7 *Tarling v. O'Riordan* (1878) 2 L.R.Ir. 82.

8 *Nicholson v. Bradfield Union* (1866) L.R. 1 Q.B. 620, 625.

9 *Reuter v. Sala*, *supra*.

10 *Oxendale v. Wetherell*, *supra*.

12.2.3 Gill & Dufus S.A. v. Berger & Co.Inc. 事件

Gill & Dufus S.A. v. Berger & Co. Inc.事件¹¹において、控訴裁判所は多数決により、“Argentine Bolita beans 500 ton shipment”という契約条項に対して、買主が品質と種類に関する証拠として提出した証明書に、“55 tonnes”と記載されているのは無効であると判示しました。その理由は、SGA 第30条第1項および第3項の規定により、買主には引渡された物品を全部拒絶するか（買主はこれを選択した）、あるいは受領する権利が認められているということです。しかし、この判決は、貴族院によって覆されました。貴族院は、買主が不当に契約の履行を拒絶したと判決しました。そして、もし買主が、損害賠償の請求における自己の責任を軽減する説明の中で、引渡された物品が契約に一致しない物品であることを証明したならば（買主はこれを行わなかった）、このような問題は生じなかった旨を述べました。

12.3 超過した数量の引渡

12.3.1 SGA 第30条第2項および第3項

1979年SGA 第30条第2項および第3項¹²は、「売主が約定数量より多い物品を引渡したときは、買主は契約した数量だけを受領し、残余を拒絶するか、あるいは全部を拒絶することができる（第2項）。買主が引渡された物品全部を受領した場合には、買主は契約した単価に従って支払わなければならない（第3項）」と規定しています¹³。そこで、引渡された物品が約定数量を超過した場合、買主は提供された物品を全部拒絶する権利があります。この場合、買主は引渡された物品の中から契約に一致した数量の物品を選び出す権利はありません¹⁴。けれども、売主が約定数量よりも多い物品を引渡し、超過した数量の物品に対して代金の支払を要求しない場合、またはその中から約定数量の物品を選ぶことを要求しない場合で、しかも超過した数量の物品が引渡されても買主の負担にならない場合に、買主が引渡された物品全部を拒絶できるのかという問題は必ずしも明らかではありません¹⁵。あるいは、買主は超過した数量の中から契約に一致した数量の物品を選び、残りを拒絶することができます。しかし、契約数量よりも少ない物品を受領することはできません¹⁶。また、超過した数量の中から任意の数量を選ぶこともできません。あるいは、買主は、超過した数量の引渡を新しい契約の申込として扱い、その物品全部を

11 *Gill & Dufus S.A. v. Berger & Co. Inc.* [1984] 1 Lloyd's Rep. 277, H.L.; reversing [1983] 1 Lloyd's Rep. 622.

12 1893年SGA 第30条第2項の前段と後段の規定が、1979年SGA 第30条の第2項と第3項に分離されました。

13 *Hart v. Mills* (1846) 15 M. & W. 85; *Cunliffe v. Harrison* (1851) 6 Exch. 903; *Tamvaco v. Lucas, supra*; *Rylands v. Kreitman* (1865) 19 C.B.(N.S.) 351; *Kreuger v. Blanck* (1870) L.R. 5 Ex. 179; *Frangopulo & Co. v. Lomas & Co.* (1902) 18 T.L.R. 461, C.A.; *Payne and Routh v. Lillico & Sons* (1920) 36 T.L.R. 569. ULIS 第33条第1項(a)号および第47条を参照。但し、スコットランドでは、買主は第2項の拒絶ができません(第30条第2D項(b)号)。

14 *Cunliffe v. Harrison, supra*, at p. 906.

15 *Levy v. Green* (1857) 8 E. & B. 575; (1859) 1 E. & E. 969, 975; *Rylands v. Kreitman, supra*, at p. 958; *Shipton, Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co.* [1912] 1 K.B. 574, 577.

16 *Champion v. Short* (1807) 1 Camp. 53.

受領して、契約した単価に従って代金を支払うこともできます¹⁷。この場合には、買主は誤った数量の引渡を事由とする損害賠償の請求権を失います。しかし、超過した数量の引渡があり、その中から契約に一致した数量の分離が商取引上不可能なために、買主はこれを受領して損害を被りましたが、結果的に、売主が超過分を引取った例があります¹⁸。

12.3.2 Shipton, Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co. 事件

Shipton, Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co. 事件¹⁹において、小麦の積荷の売買契約に、“weight as per bills of lading, . . . say 4,500 tons, 2 per cent, more or less, seller has the option of shipping a further 8 per cent, more or less on contract quantity.”という条項が記載されていました。売主の船積した小麦の数量は、約定数量よりも2%多い4,590トンをさらに55 lb.超過していたので、買主はこの引渡が約定数量を超過しているという理由で、その受理を拒絶しましたが、55 lb.の小麦の価額は、この契約の単価で僅か4シリングでした。一方、4,590トンの小麦の契約価額は4万ポンド強であり、また、売主は特に4シリングの支払を請求しませんでした。買主が引取を拒んだ後で、この積荷が滅失したので、売主は買主に対して損害賠償を請求しました。仲裁人による特別事件について、Lush 判事は、超過数量が微細なものであり、かつその代金が請求されていないので、売主は実質的に契約を履行したのであり、したがって、買主は1893年SGA 第30条第2項にもとづく引渡を拒絶する権利がないと判示し、次のように述べました²⁰。「問題点は、実質的な契約違反があったか否かということである。...買主の拒絶権は、売主が契約上の義務を履行する準備をせず、これを行う意思がなかったか、あるいは実際に履行しなかったという仮説にもとづくものである。誤った数量の提供は、売主が義務の履行を準備せず、これを行う意思のなかった証拠ではあるが、私の考えでは、買主の判断に影響を与えたのは、提供された数量が超過していたことなのか、あるいは欠陥があったのかという点である。私は、これは超過ではないと考える。超過した場合、合理的な当事者間で問題の解決策を話し合い、売主が当然契約にもとづいてなすべき義務に従うことに、私は賛成である。しかし、制定法が、契約に定めた数量よりも少ない、または多い数量の物品を提供した場合に、買主に拒絶権を認めているという理由だけで、「法は些事に関せず」の法諺は排除されないのである。」Lush 判事はさらに、売主が明示的または黙示的に4シリングの支払を請求した場合には、この事件の結果は異なつたであろうと述べています。また、E. A. Ronaasen & Son v. Arcos Ltd. 事件²¹において、貴族院は、上記の判決に従って意見を述べていますが、その中で、「法は些事に関せず」の原則に該当することを立証する責任は、そのような違反がないことを主張す

17 *Shipton v. Casson*, *supra*, at p.383.

18 *Gabriel Wade and English v. Arcos Ltd.* (1929) 34 L.L.R. 306.

19 *Shipton, Anderson & Co. v. Weil Bros. & Co.* [1912] 1 K.B. 574.

20 *Ibid.*, at p. 577.

21 *E.A. Ronaasen & Son v. Arcos Ltd.* (1932) 37 Com.Cas. 291, affirmed [1933] A.C. 470 (H.L.).

る当事者にあると指摘しています。

12.4 買主の拒絶権の制限

12.4.1 第30条第2A項と第2B項の新設

引渡された数量が約定数量より少なくても、または多くても、売主は契約を履行したことになりません。しかし、売買契約の黙示条項に関する1979年SGAの規定²²について、売主の違反が僅かである場合に、非消費者(non-consumer)である買主の拒絶権を制限する規定²³が導入され、これに伴って、誤った数量(wrong quantity)の引渡に対する非消費者である買主の拒絶権を制限するために、第30条第2項の後に、次のような第2A項と第2B項が挿入されました。「第2A項 消費者として取引するのではない買主は、不足(shortfall)または、場合により異なるが、超過(excess)が僅かな(slight)ものであり、これを拒絶することが合理的でないときは、次のことを行うことができない。

- (a) 売主が約定数量よりも少ない物品を引渡した場合、本条第1項による物品の拒絶、または
- (b) 売主が約定数量よりも多い物品を引渡し場合、本条第2項による全部の拒絶。

第2B項 不足または超過が上記第2A項の規定に該当することを立証するのは売主の責任とする。」

第2A項および第2B項はスコットランドには適用されません(第2C項)。

12.4.2 非消費者の拒絶権を制限する規定

引渡された物品の数量が約定数量と僅かに相違するだけである場合に、非消費者の拒絶権を制限するために、第30条に第2A項と第2B項が追加されましたが、この新しい規定は、従来の「法は些事に関せず」の法諺(*de minimis maxim*)以上のものではないという意見があります²⁴。「新しい第30条第2A項が従来の『法は些事に関せず』の法諺に何を追加したのか不明瞭である。同項は、不足が僅かなものであり、拒絶することが合理的でない場合に、非消費者である買主が不足した数量の引渡を拒絶することを制限している。『法は些事に関せず』の法諺と異なり、同項の規定は消費者である買主には適用されないので、同項が新設されたからには、何かが新たに追加されたに違いない。けれども、ほとんど何もないようだ。さらに、第30条第2A項は、超過が僅かなものであり、これを拒絶することが合理的でない物品を非消費者である買主が拒絶することを制限している。不足が僅かなものである場合に、この新しい規定は『法は些事に関せず』の法諺とどこが違うのかはっきりしない。」

22 1979年SGA第12条-第15条は、The Sale and Supply of Goods Act 1994により修正されました。

23 1979年SGA第15A条は、The Sale and Supply of Goods Act 1994の第4条第1項により挿入されました。

24 M. Bridge, *The Sale of Goods*, 1997, at pp.227-228.

12.4.3 「僅かな」相違に関する規定

1979年SGA第30条に規定する買主の拒絶権を制限することに賛成する理由は様々です。第1に、「法は些事に関せず」の法諺は、「微細」(microscopic)な相違の場合にのみ適用されるものであるというのが一般的な意見です²⁵。新しい規定は「法は些事に関せず」の法諺が当てはまらないような場合に適用されると考えられます。Wilensko Slaski Towarzystwo DREWNO v. Fenwick & Co. Ltd.事件²⁶において、引渡された物品は契約の要件を充たしていましたが、引渡された数量が僅かに1%未満不足していたことについて、これは「法は些事に関せず」の法諺の範囲内に入るような微細な相違ではないと判示されました。しかし、新しい第30条第2A項および第2B項の規定では、適用対象となり得る僅かな相違となり得ます。この点について、Guest教授は次のように述べています²⁷。「第30条第2A項は単に『法は些事に関せず』の法諺に関する規定ではなく、不足または超過が『僅かな』ものであるということに関する規定である。したがって、『微細』よりも大きい不足または超過が新しい規定の対象となり得る。契約した数量よりも僅かに少ない数量の引渡について、買主にとって約定数量を全部受取ることが重要でなく、また引渡されなかった不足分については損害賠償という形で適切に補償される場合には、買主が僅かな不足を理由に、引渡された物品を拒絶することは明らかに不合理である。また、超過した数量の引渡については、例えば、取引慣行上、買主が契約した正確な数量を受取り、超過分を拒絶するか、あるいは、売主が超過分に対する代金の支払を要求しない場合には、買主が僅かな超過を理由に、引渡された物品を全部拒絶することは明らかに合理的ではない。」

12.4.4 品質の違反と同等に制限する規定

第2に、1979年SGA第30条にもとづく買主の拒絶権は、SGAに定める黙示条項²⁸の違反にもとづく買主の拒絶権と並ぶものです。SGAの黙示条項にもとづく非消費者の拒絶権が制限される場合には、第30条による非消費者の拒絶権も同様に制限されることになります。Atiyah教授は、次のように指摘しています²⁹。「今回のSGAの改正によって、誤った数量の引渡に対する買主の拒絶権に関する規定は、品質および適合性に関する黙示条項の違反についての規定と同一線上に並ぶことになった。SGA第30条に定められている状況で引渡された物品を買主が全部拒絶する権利があるという事実は、実質的に、売主が誤った数量の引渡によって条件の違反(breach of condition)を行ったことと同じように、売主が扱われることを意味するからである。... SGA第13条-第15条³⁰の違反と第30条の違反を区別することは法律上望ましいことではな

25 *Ibid.*, at p.227.

26 *Wilensko Slaski Towarzystwo DREWNO v. Fenwick & Co. Ltd.* [1938] 3 All E.R. 429.

27 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 5th ed., 1997, at para. 8-047.

28 1979年SGA第12条-第15条。

29 P. Atiyah, *The Sale of Goods*, 10th ed., 2001, at pp.134-136.

30 第13条(記述売買)、第14条(品質または適合性に関する黙示条項)、第15条(見本売買)。

い。そこで、1994年の制定法³¹により非消費者の売買に導入された拒絶権を制限する規定が、品質に関する黙示条項の違反と第30条の数量に関する違反に対して同等に適用されることは、明らかに正しいことである。」

12.4.5 新しい規定の効果

引渡された数量が約定数量と相違する場合に、「法は些事に関せず」の法諺が適用されることは、売主に全く契約違反がなかったこと、したがって、買主には全く救済が認められないことを意味します。すなわち、「法は些事に関せず」の法諺を適用する効果は、保証の違反 (breach of warranty) が全くないことを意味します³²。このことは、場合によっては、不公平になります。他方、新しい制限を適用する効果として、買主は拒絶権を持たないが、損害賠償を請求することができることを意味します。この方が、「全部を受領、または全部を拒絶」(all-or-nothing)という方式よりも公平です。

12.5 混合した物品の引渡

12.5.1 SGA 第30条第4項

1979年SGA 第30条第4項³³は、「売主が約定と異なる物が混入した物品を引渡したときは、買主は契約した物品のみを受領し、残余を拒絶するか、あるいは全部を拒絶することができる」と規定しています。Levy v. Green 事件³⁴において、木枠 (crate) に梱包された陶器の注文品の中に、外見上明らかに契約したものと異なる絵柄 (pattern) の陶器が混入していました。この場合、全く種類が異なる物というよりも、同じ種類であるが、品質が劣る (inferior quality) ものであり、したがって、記述違反の問題ではなく、約定と異なる物が混入した物品が引渡されたのであるから、買主は、全部を拒絶するか、あるいは記述に一致する物品の数量を受領し、残余を拒絶できると判示されました。

12.5.2 Dawood Ltd. v. Heath Ltd. 事件

Dawood Ltd. v. Heath Ltd. 事件³⁵において、1893年SGA 第30条第3項が考慮されました。原告は被告から50トンの亜鉛めっき鋼板を“c.i.f. Port Louis, Mauritius”条件で購入する契約を結びました。この鋼板は「各寸法ごとに同一重量に分類」し、また売主のインボイスには「6, 7, 8, 9および10フィートの長さで分類」して記載する旨が約定されていました。しかし、売主は、6フィートの長さの鋼板を50トン引渡しました。そこで、買主は、引渡された鋼板の5分の1を受領

31 The Sale and Supply of Goods Act 1994.

32 P. Atiyah, *op. cit.*, at p.133.

33 1893年SGA 第30条第3項と同文。The Sale and Supply of Goods Act 1994の第3条第3項により削除されました。

34 *Levy v. Green* (1857) 8 E & B. 575; (1859) 28 L.J.Q.B. 319.

35 *Dawood Ltd. v. Heath Ltd.* [1961] 2 Lloyd's Rep. 512.

し、残りの5分の4を拒絶して、約因として支払った金額の5分の4を返還するよう請求しました。売主は、1893年SGA第30条第3項にもとづいて、引渡した物品は全く異なる種類の物を混入していないので、買主は同条を援用することができないと反論しました。また、売主は、各寸法の鋼板について同じ重量とする旨の契約条項は契約の保証(warranty)であり、条件(condition)ではないので、買主に救済を求める権利があるとしても、それは損害賠償請求権にすぎないと主張しました。McNair判事は、買主の損害賠償請求を認め、契約にある「各寸法ごとに同一重量に分類」するという条項は契約に定めた物品の記述の一部であり、したがって契約の条件であると判示しました。同判事の意見によると、買主は1893年SGA第30条の規定を援用することができるということです。この契約の売主は、買主に対して、売買契約に定めた物品の5分の1および異なる種類の物(5分の4)を混合して引渡したのであり、全体の重量の5分の1を超過した6フィートの寸法の亜鉛めっき鋼板の船積は認められないと述べました。

12.6 過不足許容条項

12.6.1 SGA第30条第5項

1979年SGA第30条第5項³⁶は、「本条の規定は、これと異なる商慣習、当事者間の特約、または取引の過程があるときは、これに従うものとする」と定めています。大量貨物の売買契約において、“approximately,” “more or less,” “about”などの文言を用いて契約の目的物の数量に解釈上の幅をもたせることは決して珍しいことではありません。例えば、“25 tons, more or less, Penang pepper,³⁷” “400 tons of meal, 2 per cent more or less,³⁸” “about 500 loads of timber³⁹”などが判例に見られます。けれども、契約が商取引上、適切に履行された場合には、「法は些事に関せず」の原則に照らして、微細な相違は許容されます。

12.6.2 Harland & Wolff Ltd. v. Burstall & Co. 事件

Harland & Wolff Ltd. v. Burstall & Co. 事件⁴⁰において、売主は、500 loadsの木材を“c.i.f. Belfast”条件でカナダのQuebecで船積する契約を結びましたが、実際には470 loadsだけしか船積しませんでした。この船舶と貨物はすべて航海中に滅失しました。船積書類は買主に提供されませんでした。船積は契約に従って行われたものと考えられました。買主は、契約違反を理由として損害賠償を請求しました。そこで、売主が契約上の引渡義務を履行したか否かが問題となりましたが、この事件を担当したBigham判事は、次のように述べました。「もちろん、商事契約を履行するにあたって、若干の相違は避け難いことである。誰も、約定数量の引渡につい

36 1893年SGA第30条第4項と同文。

37 *Reuter v. Sala* (1879) 4 C.P.D. 239.

38 *Payne and Routh v. Lillice & Sons* (1920) 36 T.L.R. 569.

39 *Harland & Wolff Ltd. v. Burstall & Co.* (1901) 6 Com.Cas. 113.

40 *Ibid.*

て、1立方フィート以内の誤差を期待しないが、実際に引渡された数量は約定数量に比べてあまりにも違いすぎる。」⁴¹

12.7 傭船契約における貨物

12.7.1 満船貨物

貨物 (cargo) に関する売買の場合に、その用語にどのような効果があるかは、契約の解釈や状況により異なるので、難しい問題です。Lord Bramwellは、次のように述べています⁴²。「一般に適用されるような規則はないが、通常は満船貨物 (full and complete cargo) を意味する。貨物という用語はいろいろな意味に使用されている。例えば、傭船契約に使われる貨物、海上保険契約でいう貨物、売買契約における貨物など様々である。」満船貨物とは、汽機、揚貨機などの設備、燃料、食料、水、舶用品などを含めて、船舶が満載喫水線 (load line mark) まで沈下する場合の貨物をいいます。傭船契約で、満船貨物の船積 (to load a full and complete cargo) を約定した傭船者は、船主に対してその数量の貨物全量を積込む義務と権利を有することになります⁴³。それを満たしえない不足トン数については、不積運賃 (dead freight) の問題が生じます。しかし、正確に一致させることは困難なので、若干の増減は契約により船主の自由として許容されます。傭船契約に際して、傭船者が特定トン数の貨物を運送することを要求し、かつ貨物を満載することを約束した場合、傭船者の義務は、特定トン数の貨物を積込むことではなく、その船舶が安全に運送できる範囲内で、できる限り可能な貨物を積まなければなりません。あるいは、契約に船舶の積載能力以下の貨物を積む旨が記載された場合には、船主は自己の判断で他の貨物を積むことができます⁴⁴。大量貨物のCIF売買契約では、売主が傭船契約を行います。その際に用いられる貨物の数量と、売買契約の目的物である物品の数量との相違が、買主への引渡の際に過不足問題を生じる原因となることがあるように思います。

12.7.2 Kreuger v. Blanck 事件

Kreuger v. Blanck 事件⁴⁵において、被告 (Blanck) は、スウェーデンの原告 (Kreuger) に次のような注文を出しました。“a small cargo (of lathwood) of afloat the following lengths . . . in all about sixty cubic fathoms, c.i.f. Bristol Channel.” 原告は、約60フォゾムの木材を運送する適切な規模の船舶を手配できなかったため、それよりも大型の船舶を傭船してこれに83立方フォゾムの木材を積込みました。貨物が到着したとき、原告の代理人が木材の数量を検量

41 *Ibid.*, at p.116.

42 *Colonial Insurance Co. of New Zealand v. Adelaide Marine Insurance Co.*, *supra*, at p.129.

43 *Margaroni's Navigation Agency v. Peabody (Henry W.) & Co. of London* [1965] 1 Q.B. 300.

44 *Caffin v. Aldridge* [1895] 2 Q.B. 648 (C.A.).

45 *Kreuger v. Blanck* (1870) L.R. 5 Ex. 179.

して、被告の注文した数量の木材と残余の木材とを区別し、注文した数量の木材に関する船荷証券と手形を一緒に被告に呈示して、手形の引受を求めました。しかし、被告は、貨物が注文した数量を超過していたという理由で、手形の引受を拒絶しました。KellyおよびCleasbyの両判事は、「貨物とは船舶の積荷全体を意味するもので、積荷の一部分を意味するものではない。...当事者間の通信でもそのような意味で使用しており、原告には、木材を選択する権限がなく、たとえ木材の一部が運送中に滅失または損傷を被っても、被害を被った木材が被告（またはその他の者）の物であるか否かを証明することはできない。また、被告は、自分が所有すると考える木材の占有を取得する前に、全部の貨物について運賃を支払わなければならないであろう。このような手続により、はじめて被告は完全な貨物 (complete cargo) について、これが自分の物であると主張する十分な根拠を得ることになる」と判示しました。Ireland v. Livingston事件⁴⁶において、売主が買主の商事代理人であるときは、貨物という用語はそのような厳密な意味で使用されない旨が示されています。この事件において、Blackburn判事は、「Kreuger v. Blanck事件において、もし契約に定めた数量の貨物を積載する適切な規模の船舶を利用できたなら、買主は全く問題を起こさなかったであろう」と述べています⁴⁷。

12.7.3 Borrowman v. Drayton 事件

1876年のBorrowman v. Drayton事件⁴⁸において、New Yorkから船積される予定の石油のCIF契約に、“a cargo of from 2,500 to 3,000 barrels, seller’ option”という条項が挿入されていました。売主は船舶を傭船し、3,000 barrelsの石油を積込み、この数量を記載した船荷証券を取得しましたが、この数量はこの船舶の満船貨物 (full cargo) でなかったため、売主はさらに300 barrelsの石油を積込み、売買契約の3,000 barrelsの石油と区別して、これには別の荷印を付けて、別の船荷証券が発行されました。売主は、3,000 barrelsの石油に関する船荷案内を買主に送付し、3,000 barrelsまたは2,750 barrels(すなわち、2,500と3,000 barrelsの中間)のいずれかを引渡す用意がある旨を伝えました。しかし、買主はいずれも拒絶しました。控訴裁判所は、「この契約の解釈によると、貨物とは船舶に積込まれた物品の全数量を意味するものであり、したがって、買主は貨物の一部分を受領する義務がある」と判示しました。Mellish L.J.は判決の説明の中で、次のように述べています。「一般に、貨物という用語は、特に異なる意味で使用される場合を除いて、船舶が運送する積荷全部を意味するものであり、したがって、ある者が貨物を売り、他の者がそれを買うというときは、その契約の目的物は船舶の積荷全部であると考えるのが適切である。そして、本件の契約において、貨物という用語が用いられたのは正にこのような意味であったに違いないので、船舶が買主により指定された期間内に、指定され

⁴⁶ *Ireland v. Livingston* (1872) L.R. 5 H.L. 395.

⁴⁷ *Ibid.*, at p.410.

⁴⁸ *Borrowman v. Drayton* (1876) 2 Ex.D. 15 (C.A.).

た陸揚港へ航行するという合意によって、船舶とその積荷全部が買主の処分し得る状態に置かれたというのが当事者の意図であったことが明らかである。買主が、特定の船舶に積込まれた物品の全部を購入する理由は様々である。例えば、積荷を全部購入することにより、買主は陸揚港を選択し、その港内の具体的な陸揚げ場所を指定することにより、他の者の物品が自分の物品と同じ場所に、同じ時日に陸揚げされ、転売に際して競争するという煩わしさを避けることができる。」⁴⁹

12.7.4 Paul Ltd. v. Pim Junior & Co. Ltd. 事件

1922年のPaul Ltd. v. Pim Junior & Co. Ltd. 事件⁵⁰では、CIF条件の売買契約に、“the cargo of Galatz and/or Fozanian shipped in good condition per S.S. Rijn, consisting of about 2,813 French tons, or what steamer carries as per Bill or Bills of Lading dated about March 8, 1921.”という条件が記載されていました。この船舶の到着後、買主は、積荷の中に、トウモロコシのほかに、売主の知らない、そしていずれの船荷証券にも記載されていないタバコが混入していることを発見しました。買主は、“full and complete cargo of maize”を要求する権利があるという理由で、積荷のトウモロコシを拒絶しました。仲裁人は、この契約がトウモロコシの売買に関するもので、積荷のトウモロコシが契約に一致しており、また船荷証券に表示されているように、指定期間内に実際に船積されたのであるから、買主にはこれを拒絶する権利がない旨の判断を下しました。Bailhache判事は、この仲裁判断が正しいと判決しました。同判事は、その理由として、この事件とBorrowman v. Drayton事件との間にみられる相違点を説明しています。第1は、後者の事件では、「貨物」はこれから積込まれることになっている貨物であり、本件の「貨物」はすでに積込まれており、それに関する船荷証券が署名されている貨物であること。第2は、船舶に積込まれていたタバコはトウモロコシとは全く異なる性質の物で、混乱を招く可能性がないこと。第3は、売主との売買契約に関係なく、タバコが積込まれたものであることです。

12.8 複数の売買契約の物品の一括船積

12.8.1 先に来た者から順次受取る原則

例えば、ロンドンの商人(A)、ブリストルの商人(B)およびリバプールの商人(C)が、アメリカの穀物業者(S)からそれぞれ3,000トン、2,000トン、1,000トンの穀物をCIF条件で購入する契約を結び、この契約に“3% more or less at seller’s option, landed weight final”という数量条件が明示されており、また、A社、B社およびC社は、それぞれの納入先に同じ数量条件で穀物を転売する契約を結んでいたと仮定します。アメリカの売主(S)は、合計6,000トンの穀物を

49 *Ibid.*, at p.19.

50 *Paul Ltd. v. Pim Junior & Co. Ltd.* [1922] 2 K.B. 360.

運送する船舶を傭船し、3社と契約した穀物を一括して満船貨物として船積しました。この穀物は袋詰め(1袋あたり約100kg)されており、それぞれの船荷証券の数量欄に、A社(30,000袋)、B社(20,000袋)、C社(10,000袋)の袋数が表示されていました。売主は、荷役作業や運送の過程で生じる目減りを考慮して、若干多めに穀物を船積しました。この船舶は、まずリバプールでC社の10,000袋を陸揚げしました。次に、プリストルでB社の20,000袋を陸揚げし、最後に、ロンドンで残りの積荷を陸揚げしたところ、全部で31,200袋(約3,060トン;2%超過)ありました。丁度その頃、この穀物の市価が暴落していたので、A社の納入先は船荷証券に記載されている30,000袋だけを引取ることを強く要求しました。A社に引渡された穀物は、船荷証券に表示されている袋数よりも1,200袋(4%)超過していたので、A社もS社に対して、引渡された穀物が過不足許容条項の範囲を超過しているという理由で、超過した数量の引取りを拒絶する旨の通知をしました。これに対し、売主は、3社の契約数量を合計した6,000トン(60,000袋)について、運送の過程で生じるであろう目減りを考慮して、61,200袋(2%増)を船積しましたが、穀物の重量では6,060トン(1%増)であるから、売買契約に従った引渡であり、したがって、A社による超過分の拒絶が不当であるとして、60トン分の代金の支払を請求しました。この場合、売主は3社の契約数量を合計して船積したのであるから、貨物全体に対する3社それぞれの契約数量に比例して、超過数量を3社に配分するのか、あるいはC社とB社は船荷証券に表示された数量の貨物を引取ったので全く責任がなく、最後に荷受したA社が超過数量を引受けなければならないのか、ということが問題になります。この場合、「先に来た者から順次受取る」(a first come, first served)という原則が適用されます。一般に、売主の船積数量は全体として許容条件の範囲内であるが、運送の途中で損失が生じたため、最後の荷受人に引渡された数量が許容範囲よりも少ない場合に問題が生じることが多いようです。

12.8.2 荷受人間の荷捌き協定

上述の事例の場合、引渡された数量の超過分が契約数量の3%以内である限り、買主はこれを引取り、契約に定めた単価に従ってその代金を支払わなければなりません。これを引取らなかった場合には、買主は売主に対して損害賠償をしなければなりません。確かに、船荷証券上では30,000袋だけ表彰されており、余分の袋数はこの船荷証券と関係がないように見えますが、実際は、その船荷証券は船卸された全数量を表彰します。契約が“landed weight final”条件の場合は、当然、船積数量 - すなわち、船荷証券に記載されている数量 - は仮数量に過ぎません。船荷証券に記載された袋数より実際の陸揚数量が2%多いのですが、本件の場合には、袋数が多いか少ないかは問題ではありません。当事者間の売買契約は重量にもとづいて締結されたのです。したがって、問題は引渡された物品の重量の過不足が契約に定めた過不足許容の範囲内か否かということです。仮に、引渡された物品の重量が約定重量の3%以上超過していても、その超過分が僅かな場合は、数量超過を理由として、その超過分の引取を拒絶することは権利の濫用となります。この超過分についても、当然、契約単価に従って支払うのが実

際です。超過した1,200袋は本来ならばA社だけが負担すべきものではなく、3社が船荷証券に記載された数量に按分して引取るべきですが、3社の物品が同じ港で陸揚げされるとか、同一の納入先に引渡される場合は別として、実際には、これらの荷受人相互間に荷捌き協定を結ぶことは難しいので、最後に荷受をする当事者が全部を引取る結果になるのはやむを得ないと思われれます。

(続)

記事2. 平成23年度事業「日本版船積み24時間ルール」の導入に関する調査」 ＜完了報告＞

3.1 当協会では、平成23年度調査事業の一環として、世界的なセキュリティ規制強化の動きの中で我が国にも近々導入されるであろう積荷情報の船積み24時間前ルールについて調査・研究活動を展開して参りました。具体的には、平成23年6月以降、「船積み24時間前ルール」に関する調査のため、関係する業界及びEDI専門家等14名で構成する委員会を設置し、関係業界からの意見聴取や中小船社が集結する「下関・博多地区」の関係者から現状報告等を受け、それぞれの内容について検討を行いました。

3.2 日本版船積み24時間ルールは、正確には、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物にかかる積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付けるものです。

この内容は平成24年度関税法改正に盛り込まれ、公布(3/31)の日から2年を超えない範囲で政令で定める日に施行されることとなっており、今後、

- ① 積荷情報の入手・リスク分析に必要なシステムの検討、
- ② 積荷情報の入手・リスク分析に必要な体制の検討・整備、
- ③ 貿易関係事業者への周知、

等の整備が進められることとなっております。

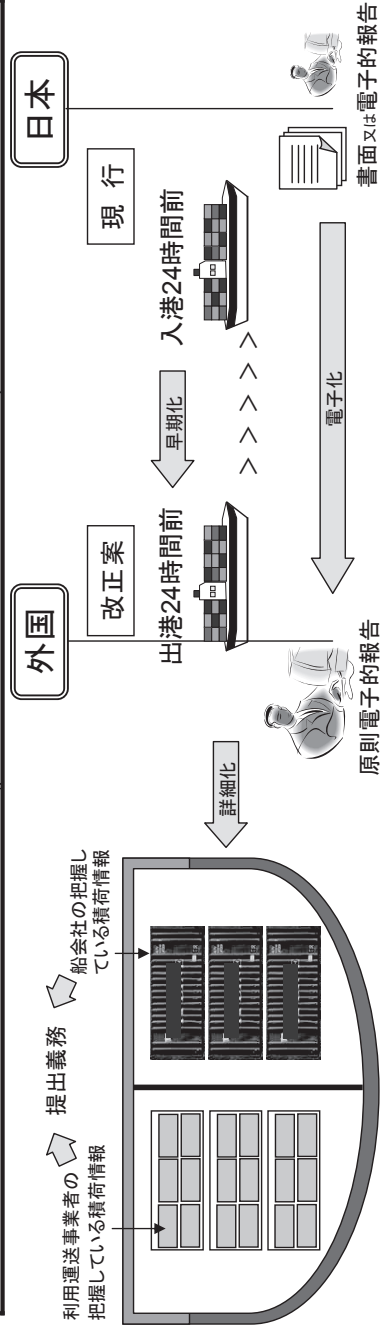
3.3 当協会におきましては、調査委員会での検討結果につきまして、関係機関等への意見具申はもとより、諸外国の実態や関係する業界の意見を要約した「平成23年度日本版船積み24時間ルールに関する調査委員会報告書」を作成し、関係業界等に配布いたしました。

なお、この「調査委員会報告書」を入手ご希望の方は当協会宛にご連絡願います。ただし、部数に限りがありますので各社1冊に限定させていただきます。

海上コンテナ一貨物に係る積荷情報の事前報告制度 の早期化、詳細化及び電子化

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ一貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ一貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

	現行	改正案
報告期限 (早期化)	原則、本邦に入港する24時間前	原則、外国を出港する24時間前
報告内容 (詳細化)	提出義務	提出義務
	税関長が必要と認める場合のみ提出	提出を義務化
報告方法 (電子化)	書面又は電子的報告	電子的報告を原則義務化



記事3. 平成24年度JASTPRO春季セミナーのご案内 ～セキュリティ強化の中での貿易円滑化の取組み～

(財)日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)は、貿易関係業界等の方々に役立つ内容をテーマに、毎年、春季と秋季の2回セミナーを開催しております。

この度、貿易関係業界等の方々にとりまして最も関心が高いと思われ「日本版船積み24時間前ルール」に関する事項をテーマとして取り上げ、国内外の専門家の方を講師にお招きし、下記のとおりセミナーを開催することとなりました。

ここに関係者の皆様にご案内申し上げますとともに、多くの方々にご来場いただきますようお願いいたします。

記

- 開催日時：2012年5月11日(金)
13:00 受付開始(ニッショーホール5階 大会議室)
13:30 セミナー開始
17:10 閉会
- 会場：日本消防会館 ニッショーホール5階「大会議室※」
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
アクセスは下記をご参照下さい：
<http://www.nissho.or.jp/nissho-hall/index.html>
※定員を超える参加登録があったことから、同じニッショーホールの「大ホール」にて開催することとしております。
- 申込方法：下記の申し込み受付専用ホームページより登録をお願いします。
<https://www3.convention.co.jp/jastpro2012may>
(注)申し込み頂き次第、確認の電子メールを登録されたe-mailアドレスへ送信しますので、印刷し受講票としてご持参下さい。
また、受付に際しましては、お名刺を2枚ご用意願います。
なお、締め切り後であっても申し込みを受け付けておりますので以下のセミナー事務局までご連絡ください。
- 参加費：無料
- 申込締切：2012年5月7日(月)
※定員(150名)になり次第締め切らせて頂く場合がございます。

• 講演プログラム

13:00～13:30	受付
13:30～13:50	ご挨拶：財団法人日本貿易関係手続簡易化協会 常務理事 山内 大二郎
13:35～13:50	テーマ：PAA 活動概略報告 講師：JASTPRO シニアアドバイザー 増田 博明
13:50～14:35	テーマ：出港前報告制度の概要について ～海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、 詳細化及び電子化～ 講師：財務省関税局 監視課 課長補佐 酒井 敦史 氏
14:35～15:20	テーマ：出港前報告制度とNACCSの対応 講師：輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 企画部 部長 塚田 貴司 氏
15:20～15:30	休憩
15:30～17:00	テーマ：Global EDI service of CrimsonLogic(仮題) (電子貨物情報の事前提出サービス等) 講師：シンガポールCrimsonLogic社 Director Mr. Jonathan Kho
17:10	閉会(17:45頃までは個別Q/A対応)

• お問い合わせ：セミナー事務局

(財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 担当：白井、河野)

TEL:03-3555-6076 / 6063 FAX:03-3555-6032

e-mail: seminar@jastpro.or.jp

Webにて申し込みが出来なかった方は、次ページフォーマットを、上記e-mailアドレスへ、メール添付にて、送信をお願い致します(ここまでの2ページを削除し、次ページに必要事項を記入後、「出席申し込み書」をメール添付にて、上記メールアドレスへ送信)。あるいは、FAXにて受け付け致します。当方にて受付登録が完了次第、登録頂いたe-mailアドレスへ受講票が送信されますので、印刷しご持参下さい。

出席申込書

貴社名：

部署・役職名：

お名前：

住所・TEL：

e-mail：

記事4. 国連CEFACTからのお知らせ

4.1 2012年4月11日

国連CEFACTは下記①と②の作業を、ISO(ISO/TC 154)との共同作業によって、国連CEFACTとISO間の見解・認識の違いや、作業の重複、或いは逆効果を招くような標準化作業等の問題に取り組み、問題を解決するために、タイムリーな技術レポートを起草するプロジェクトへの参加者を募集しております。

- ① 行政や国内取引及び国際貿易を営む際に必要とされるニーズに適合させる為、統一的な作業計画の促進を図るための、調和のとれた”公開データ交換”の枠組みを詳しく定義する。
- ② ビジネスプロセス、およびそれを下支えするデータを含めた、構造化されたデータ(例: EDIメッセージ、エクセルワークシート)を、公開された仕様の下で、電子的データ交換を促進するために行う協働作業プロセスを定義する

本プロジェクトの目的は、これまで培った(国連CEFACTの活動)実績を見直し、国連CEFACTの組織外で標準の開発に携わる重要な個人及び組織に(国連CEFACTの)標準化活動に参画してもらい、技術仕様及び標準をより一貫性があり、且つ効果的にする共通の技術的枠組みを定義することにあります。

また本プロジェクトは

- 行政、国内取引及び国際貿易をサポートする構造化された仕様の下でのデータ交換を行っていくために必要な技術仕様、技術標準、および作業計画を特定し、
- それらの関係及び相互依存を見極め、
- その上で、完璧な技術的枠組みを提供する為に、上記には何が足りないかを特定し、
- 作業の重複を避けるために、作業分担をはっきりさせ、また作業計画、及び組織戦略をより首尾一貫したものにするための案を提示します。

本プロジェクトの提案書は下記のウェブでご覧いただけます。

<https://sites.google.com/a/documentengineeringservices.com/methodology-and-technology-pda/technical-framework/documents/OpenDataInterchangeTechnicalReportProjectProposalMarch192012.pdf>

2012年4月16～20日に実施される第19回国連CEFACTフォーラム(於:ジュネーブ)が、本プロジェクトの最初の会合となります。

<http://www.unece.org/tradewelcome/areas-of-work/un-centre-for-trade-facilitation-and-e-business-uncefact/meetings-and-events/uncefact/uncefact-forums/2012/19th-uncefact-forum/welcome-to-the-19th-uncefact-forum.html>

国連CEFACTに参加する全ての専門家の方で、本件にご興味がお有りの方は是非本プロジェクトに参加頂き、このプロジェクトに貢献頂ければ幸いです。参加される方は構造化されたデータの公開仕様に基づく電子的データ交換に関する技法及び技術に幅広い知見をお持ちであることが望まれます。各国代表団長がご自身の代表団から専門家をご指名頂いても結構です。このプロジェクトはISOの作業品目参照ISO/TC 154 N 0659を通じてISO関連組織のメンバーにも公開されております。

参加の申し込み及び詳細に関しては、プロジェクトリーダーのTim McGrath (tim.mcgrath@documentengineeringservices.com) に直接メールにてお問い合わせ下さい。

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関（独立行政法人を含む）
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第38巻 第1号 通巻第403号

・ 禁無断転載

平成24年4月25日発行 JASTPRO刊12-01

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階

電話 03-3555-6031(代)

ファクシミリ 03-3555-6032

<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。

印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
Trade
PROcedures